



22ある投票区を11投票区に統合・再編

選挙は正確かつ安全に 投票区の統合・再編を実施

選挙管理委員会では平成22年度から、選挙の正確性・安全性を確保することを目的として、投票区の再編・統合を実施します。この再編は次の選挙から適用されます。皆さんの、ご理解とご協力をお願いします。

町選挙管理委員会（総務課） ☎ (56) 2221



銀行員に指摘されても振り込んでしまうケースが

多様化する詐欺の手口 断固として断る姿勢が必要

近年多発する振り込め詐欺。手口は巧妙に、そして多様化しています。静岡県は、オレオレ詐欺被害全国6位、架空請求詐欺被害全国5位。被害に遭わないために「断固として断る姿勢」が必要です。

島田警察署生活安全課 ☎ (37) 0110

次の選挙から投票区はこうなります

投票区	地区名	投票所(予定)
1	接岨・大間 奥泉・大谷	奥泉地区集会所
2	土本・沢間・桑野山 寺馬・千頭西・千頭東	役場総合支所
3	平栗・小長井・上岸 前山・洗富小幡	文化会館
4	田代・柳三・坂京	田代区会館
5	崎平・青部	崎平地区集会所
6	藤川	藤川地域振興センター (藤川集会所)
7	水川・上長尾・高郷 八中・梅高・田野口	役場本庁
8	下長尾・瀬平・久保尾 下泉・壺町河内	中川根南部小学校
9	久野脇	久野脇コミュニティ 防災センター
10	地名	地名地域振興センター (地名集会所)
11	徳山	徳山コミュニティ 防災センター

概要 これまで町内には、22カ所の投票区がありました。選挙が執行されると、各投票所には4人から8人の役場職員が分担して、投票事務に従事していました。

今後、役場の職員数は減少していくことが見込まれており、これから執行される選挙に、これまでと同数の人員を配置することが難しくなります。このため選挙管理委員会では本年度から、少ない人員で、選挙の正確性・安全性を確保することを目的とし、投票区の統合・再編を図ります。

この統合・再編は、次に執行される選挙から適用されます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。ご不明な点については、町選挙管理委員会（総務課）までお問い合わせください。

※投票日の当日に仕事や学校、地域の行事、通院などにより投票に行けない人は「期日前投票」ができます。期日前投票は、選挙の告示があった翌日から選挙期日の前日まで。役場本庁または総合支所で午前8時30分から午後8時まで実施しています。当日都合の悪い人は、期日前投票をご利用ください。



概要 振り込め詐欺は、電話やはがきなどを駆使して相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為のこと。オレオレ詐欺や架空請求詐欺、融資保証金詐欺などと呼ばれていましたが、手口が多様化してきたため2004年12月9日、警察庁によって「振り込め詐欺」と、名称が統一されました。2009年時点で ▶金銭授受の方法が振り込みだけでなく指定場所へ持参させる ▶宅配便や郵便で送付させる ▶代理人が被害者の自宅に受け取りに現れるなど手口が多様化しており、こうした詐欺も「振り込め詐欺」と同様のものとして注意が喚起されています。

現状 詐欺の実態が知られるようになり、その対処法なども広く周知されるようになってきました。しかしその一方で、このような詐欺があると知っていても、いざ電話で緊迫した声や悲しみに満ちた声を聞かされると、冷静さを保っているのが難しく、犯人のペースに乗せられてしまう事例が多いのも事実です。被害者の実態を調査すると「銀行員などが詐欺の可能性を指摘しても大金を送付してしまう」という事例が多くあることも分かりました。詐欺に対してさまざまな対策がなされていますが、未だその根絶には至っていません。被害が続出する一方で、犯人はプリペイド式携帯電話や裏で売買されている架空口座を駆使するなどして身元を隠すため、逮捕するのは困難なのが現状です。

対策 静岡県内でも、依然として振り込め詐欺が多発しています。平成21年中のオレオレ詐欺の発生件数は全国ワースト6位、架空請求詐欺に至っては全国ワースト5位という現状です。

いつ、自分の身に襲いかかるか分からない振り込め詐欺。次にあげる5つのチェックポイントに注意し、詐欺から自身を、家族を守りましょう。

5つのチェックポイントで詐欺を撃退！

- 1 息子や孫をかたって、「携帯の番号が変わった」「風邪をひいて声がおかしい」と電話があった場合は、振り込め詐欺とすること。
 - 2 警察官や金融機関職員を名乗って「至急金融口座を変える必要があります」「口座の暗証番号を教えてください」などと電話があった場合は振り込め詐欺とすること。絶対にキャッシュカードを渡さないこと。
 - 3 電話やメールなどで「情報サイトの登録料や利用料を振り込んで(送って)」と要求された場合は振り込め詐欺とすること。
 - 4 お金を借りる前に「保証金(手数料)を振り込んで」と言われたら振り込め詐欺とすること。
 - 5 急に「個人名義の金融口座にお金を振り込んで」と言われたら振り込め詐欺とすること。
- ※万が一、被害に遭った時のことを考えると、振込限度額をゼロまたは小額に設定しておくことが被害を軽くするため有効です。振込、振替をすることがなければ簡単な手続きで済みますので、金融機関にご相談ください。

昨年11月に開かれた消費者事例講演会。近年急速に増えつつある悪質な訪問販売や催眠商法、振り込め詐欺などについて、中部県民生活センターの櫻井由利さんが、事例を交えて解説した。

櫻井さんは「悪質な詐欺に遭った人は、再度狙われやすいという傾向にある。被害を防ぐためには、自らの強い意志が必要。▶悪質商法の手口を知る ▶契約に強くなる ▶いらないものはキッパリと断る—を心がけてほしい。自分で判断できないときは、迷わず中部県民生活センターや役場などに相談して。自分だけで判断せず、また自分だけで抱え込んでしまわないことが大事」と聴講者に訴えかけた。

